

四

このやうに原住及び古く渡來した人々が、その風土と民性とに合せて、それぞれの家と工藝とを造つて來た。そして、それに交つて内地人の經營も始つて既に五十年である。自ら風土的な解決も遂げ、在住の氣分は悪くないやうだ。又、都市、街路の様も内地に見

られぬほどに整然として美しい。又、本島人の工藝や、殊に高砂族の工藝を指導して、新しい好い感覺のものも作りつゝあるのは慶すべきである。それが更に南方の諸地域への工作文化指導への好い試金石であることを自覺して、彼の地の人たちが私たちと共に愈々勵むべきである。

(筆者は東大工學部教授)

■臺灣の造形文化運動■

時代の要請に應へて南進基地臺灣にも新たに生活に即した造形文化運動が生れ、去る五月三十一日臺灣生活文化振興會の結成を見るに至つた。

同會は臺灣總督府文教局長西村高兄氏を會長とし島内在住の美術家、工藝家、建築家を初め官民の有力者を集めて結成されたものであり、これに先立ち内地の關係方面と連絡をとるため特に理事顏水龍氏が上京され、主として商工省工藝指導所、興亞造形文化聯盟との連繫を圖つた。

此の結果、近く此の兩機關より關係者が渡臺して臺灣、内地間の工藝的、産業的交流に努めることゝなつた。

以下、臺灣總督府文教局社會課より提供された資料により、臺灣生活文化振興會の概要を報告しておく。

造形文化の振興へ

歐米の流行に追従した纖弱無味なる現代日本の生活文化にわが國民の將來を托すことは極めて危険な事であり、殊に今日の決戰體制下に於てその弊は痛感される。これを是正し東亞独自の健全にして滋味ある生活文化を興隆せしめて國民の日常生活に力と潤ひを興ふることは國家百年の計であると共に刻下の急務であるに鑑み生活に即したる造形文化の振興を圖り兼ねて、民間藝術の醇化向上に資する目的を以て設立された臺灣生活文化振興會創立總會は三十一日正午より島都教育會館に於て西村文教局長、慶谷鐵道部總務課長、金關臺大教授、鹽月雲伯、大倉府營總課長、加藤技師、林皇奉本部文化部長等關係者二十餘名出席、まづ西村文教局長が創立經過を述

べて挨拶にかへ、次いで金關教授が設立趣旨を詳細説明してのち規約審議に移り、役員選任に入つたが會長に西村文教局長がなり、西村會長より夫々理事幹事を委嘱して午後二時閉會した。因みに同會の事業は研究調査、指導獎勵、展覽會、講演會、座談會等いろいろ計畫してあるが、差し當り本年十一月頃臺北市を振り出しに生活工藝展を開催することゝなつてゐる。(臺北興南新聞六月一日朝刊掲載)

設立趣意書

日本近代に於ける歐米文化の移入に際し科學的技術や思想の方面は固より文藝美術の如き純粹藝術の面に於ては少くとも一應の批判を経て攝取されてをり、また絶えず批判檢討を蒙つてゐる。然るに之等の部門に比較して國民の日常生活により直接的である生活造形文化の方面に於ては、單なる利潤のみを目標として歐米の流行に追従し、或は歐米人の歡心を迎へんとするに汲々たる資本工藝家の意圖に專斷

されるの有様であつて、そこに何等の強力な批判が加へられてゐない。その結果としてわが國民の刈り取つたものは、今日見る所の脆弱末端、而して何等の滋味の掬すべきものなき日常生活用品である。斯かる用品に圍まれた生活が國民の精神を脆弱ならしめ荒廢せしめることは必然の勢であると云はなければならぬ。吾人は繊弱無味なる現代日本の生活文化にわが國民の將來を托することに絶大の不安を覺える。殊に今日の決戦體制下に於てその弊は痛感されるのである。之を是正し東亞獨自の健全にして滋味ある生活文化を興隆せしめて國民の日常生活に力と潤ひを興ふることは國家百年の計であると共に、また刻下の急務である。幸にして東亞各地に於ては未だ古來の優秀なる傳統が悉く瀕滅してはゐない。地方の民藝に於て殊に然りとす。優秀なる地方民藝の傳統を保護助長し、以て現代日本の生活文化面に對する批判と反省の資料たらしめることは時弊を救済するための第一着手でなければならぬ。吾人は茲に信ずる所あつて臺灣生活文化振興會を設立し右の趣旨に従つて必要と認むる所の事業を達成せんことを念願するものである。

規 約

- 第一條 本會は生活文化振興會と稱し事務所を臺灣總督府文教局内に置く
- 第二條 本會は生活に即したる造形文化の振興を圖り兼ねて民間藝術の醇化向上に資するを以て目的となす
- 第三條 前條の目的を達する爲左の事業を行ふ

一 研究調査

- 二 指導獎勵
- 三 展覽會、講演會、講習會、座談會公演會等の開催並に出版
- 四 其の他必要なる事業

第四條 本會に左の役員を置く

- 會長 一名 文教局長の職に在る者を推戴す
- 理事 若干名 中若干名を常任とす
- 幹事 若干名
- 委員 若干名

理事以下の役員は會長之を委嘱す

第五條 會長は本會を統理す

理事は理事會を組織し本會の運営に當る幹事は會長の命を受け會務を處理す

委員は工藝各部門其の他民間藝術に關し指導性ある者を以てし専門事項に付意見を開陳す

第六條 本會に顧問を置くことを得

顧問は生活文化に造詣深き者或は本會に功勞ありし者の中より會長之を依囑し會長の諮問に應ず

第七條 本會の經費は寄附金、助成金其の他を以て之に充つ

役員氏名

- 會長 (文教局長) 西村 高 兄
- 理事 (印常務) 五十音順
- (府會計課長) 安 達 左 京
- (民間有志) 井 田 憲 次
- (學務課長) 梅 谷 修 三
- (營繕課長) 大 倉 三 郎
- (皇民奉公會宣傳部長) 大 澤 貞 吉
- (情報課長) 小 澤 大 郎

事業計畫

- 一、發起人會
- 二、委員委嘱
- 三、委員會開催
- 四、生活工藝展覽會開催
臺北にて一回 十一月月上旬
- 地方二箇所に於て移動展 同月中下旬
- 五、生活工藝に關する講演會或は座談會
- 1、工藝指導並に啓蒙、宣傳の爲の講演會、座談會
- 2、展覽會開催地に於て展覽會開催中に實施
- 六、島内生活工藝品の優秀なるもの、發見と蒐集、陳列、購買の斡旋

幹 事

- (殖産局技師) 加藤 晴 治
- (帝大教授) 金 關 丈 夫
- (工藝指導家) 顏 水 龍
- (畫 家) 木 下 靜 涯
- (遞信部總務課長) 鹽 谷 隆 夫
- (民間有志) 辜 振 甫
- (社會教育官) 阪 上 福 一
- (畫 家) 鹽 月 善 吉
- (府地方課長) 清 水 七 郎
- (民間有志) 鈴 木 秀 夫
- (理審課長) 田 中 國 一
- (皇民奉公會文化部長) 林 貞 六
- (殖産局總務課長) 藤 田 淳 教
- (社會課長) 堀 井 又 衛 門
- 櫻 井 又 衛 門
- 長 崎 浩
- 細 野 浩 三
- 堀 川 安 市